

## 山梨県新型コロナウイルス感染症関連借換融資利子補給事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、県内に事業所等を有する中小企業者の事業の振興及び経営の安定化を図るため、山梨県新型コロナウイルス感染症関連借換融資利子補給事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (利子の補給)

第2条 県は、山梨県商工業振興資金融資制度要綱に基づく新型コロナウイルス感染症関連借換融資（以下「当該制度融資」という。）を実行した金融機関及び当該制度融資の貸付を受けた者に対し予算の範囲内で利子補給金の交付を行うものとする。

### (利子補助の方式)

第3条 利子補助の方式については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リアルタイム方式 当該制度融資を実行した金融機関が、貸付を受けた者から毎年2月1日から翌年1月31日までの当該制度融資の約定支払日において支払うべき約定利子の合計を徴収せず、県が金融機関に当該利子を補助するものをいう。
- 二 キャッシュバック方式 当該制度融資の貸付を受けた者が、金融機関に対して当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日までの約定利子を支払い、県は第5条第2項に定める金融機関に対して当該利子を補助し、金融機関は貸付を受けた者に対して補助するものをいう。

### (交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リアルタイム方式 当該制度融資を実行した金融機関
- 二 キャッシュバック方式 当該制度融資の貸付を受けた者（以下「受給資格者」という。）

### (金融機関への委任)

第5条 受給資格者は、当該制度融資を実行した金融機関に、補助金の交付の申請、請求及び受領に関する一切の行為に関する権限を委任するものとし、当該金融機関はこれを受任するものとする。

- 2 委任を受けた金融機関（以下「受任者」という。）は、受給資格者に利子補助金の交付の申請に必要な書類等の提出を求めることができる。

### (補助金交付の対象となる貸付)

第6条 補助金交付の対象となる貸付は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 令和3年4月1日に施行した改正前の山梨県商工業振興資金融資制度要綱別表1

に規定する経済変動対策融資（新型コロナウイルス感染症対策関係）の借換に係る当該制度融資の貸付

- 二 令和3年4月1日から令和4年3月31日までに山梨県信用保証協会が保証申込を受付した経済変動対策融資（不況業種対策関係、経済危機・災害復旧関係）の借換に係る当該制度融資の貸付

（補助対象経費等）

第7条 補助対象経費は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リアルタイム方式 当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日までの約定支払日における、支払うべき約定利子の合計
  - 二 キャッシュバック方式 当該制度融資に係る毎年2月1日から翌年1月31日までに支払った約定利子の合計
- 2 前項各号に掲げる約定利子の利率は年率2.1%とし、補助率は10/10とする。
  - 3 補助対象期間は、当該制度融資実行日から起算して2年間とする。

（交付の申請）

第8条 交付の申請は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リアルタイム方式 補助金の交付を受けようとする金融機関は、補助対象期間における補助金について、交付申請書（様式第1号）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。
    - ア 利子補給制度融資対象者一覧（様式第1号別紙）
    - イ アに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
  - 二 キャッシュバック方式 補助金の交付を受けようとする受任者は、第7条第1項第二号の金額をとりまとめて、交付申請書（様式第2号）に次の書類を添付して知事に提出しなければならない。
    - ア 受取利子証明（明細）書（様式第2号別紙）
    - イ 委任状及び振替承諾書（様式第3号）
    - ウ ア及びイに掲げるもののほか、知事が必要と認める書類
- 2 前項の規定による書類の提出にかかる期限は、2月1日から7月31日までににおける補助金（上半期分）については8月31日とし、8月1日から翌年1月31日までににおける補助金（下半期分）については2月末日とする。
  - 3 2回目以降の交付申請においては、第1項第一号のイ、第1項第二号のイ及びウの書類を省略することができる。
  - 4 知事は、第1項から第3項までの規定にかかわらず、必要に応じて関係書類等の提出をさせることができる。

（電子申請等）

第9条 申請者又は受任者は、前条第1項各号の規定に基づく交付の申請については、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき知事が定めるものをいう。以下同

じ。)により行うことができる。

- 2 申請者又は受任者は、前項の規定に基づき電磁的方法により交付申請を行う場合に、申請書に代えて作成する電磁的記録(適正化法第26条の2の規定に基づき知事が定めるものをいう。以下同じ。)に添えて提出すべき添付書類に代わる電磁的記録を提出できないときは、申請書に代わる電磁的記録を提出した日から3日以内に知事宛て郵送し、又は直接持参する方法により、添付書類を提出することができる。
- 3 知事は、第1項の規定により行われた交付申請に係る次条の規定に基づく交付決定について、書面により通知するものとする。

(交付決定通知)

第10条 交付決定の通知は次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リアルタイム方式 知事は、第8条及び第9条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書(様式第4号)により、申請者に通知するものとする。
  - 二 キャッシュバック方式 知事は、第8条及び第9条に基づく申請書の提出があったときには、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは交付決定通知書(様式第5号)及び補助金交付決定額一覧表により、受任者に通知するものとする。
- 2 受任者は、交付決定通知を受けたときは、その旨を速やかに受給資格者へ通知するものとする。

(実績報告及び検査等)

第11条 実績報告及び検査等については、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 リアルタイム方式 申請者は、交付決定通知を受けた後、第7条第1項第一号に掲げる期間における約定利子の金額を精査し、実績報告書(様式第6号)を知事が指定する期日までに提出しなければならない。
  - 二 キャッシュバック方式 受任者は、交付決定通知を受けた後、第7条第1項第二号に掲げる期間において受給資格者から支払われた約定利子の合計を精査し、その内容を記載した実績報告書(様式第7号)を知事が指定する期日までに提出しなければならない。
- 2 知事は、前項の実績報告を受けたときは、その内容を検査し、検査結果が適正であると認められる場合は、申請者又は受任者に対して補助金額の確定通知を書面により行うものとする。
- 3 確定通知を受けた申請者又は受任者は、知事に対し、請求書を提出するものとする。

(補助金の交付)

第12条 知事は、前条に基づく適法な請求書を受領したときは、上半期分においては10月31日、下半期分においては4月30日までに申請者又は受任者へ補助金を交付するものとする。

- 2 受任者は、前項の補助金の交付を受けたときは、速やかに受給資格者の指定口座に当

該補助金を交付するものとする。

(補助金の返還等)

第13条 知事は、金融機関又は当該制度融資の貸付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当した場合は、当該貸付に係る補助金の全部又は一部について、これを交付せず、既に利子補助金が交付されているときは、その返還を命ずることができる。

- 一 当該制度融資の貸付に際し又は貸付後、虚偽の申し出又は報告した場合
- 二 当該制度融資をその借入れの目的以外の目的に使用した場合
- 三 取扱金融機関への債務について、早期償還がなされた場合
- 四 この要綱又はこの要綱に基づく規定に違反した場合
- 五 当該制度融資の貸付を受けた者が期限の利益を喪失した場合
- 六 その他知事が特に必要と認めた場合

(書類の保存)

第14条 申請者及び受任者は、本補助事業に関する書類を事業期間終了後5年間は保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和4年3月4日から施行する。